

○熊本県公安委員会の権限に属する事務の専決に関する訓令

平成12年7月26日
本部訓令甲第8号

(目的)

第1条 この訓令は、熊本県公安委員会事務専決規則(平成12年熊本県公安委員会規則第8号)第3条の規定に基づき、熊本県警察本部長(以下「警察本部長」という。)が専決することができる熊本県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の権限に属する事務の一部を、警察本部の部長若しくは課長又は警察署長(熊本県道路交通規則(昭和47年熊本県公安委員会規則第1号)第44条第1項の規定により警察署長の権限に属する事務を行う熊本県警察本部高速道路交通警察隊長を含む。)(以下「部課長等」という。)に専決させることによって、事務運営の合理的な処理を図ることを目的とする。

(専決区分)

第2条 別表左欄の警察本部長が専決することができる公安委員会の権限に属する事務については、それぞれ同表右欄の専決区分に掲げる者が、当該区分に従い専決することができる。

(警察本部長への報告)

第3条 部課長等は、前条の規定により一月に専決した事務の件数を、翌月の末日までに警察本部長に報告しなければならない。この場合において、警察署長は、当該事務を所掌する部の部長を経由して行うものとする。

附 則

- 1 この訓令は、平成12年10月1日から施行する。
- 2 熊本県公安委員会の事務を警察署長に専決させる訓令(昭和39年熊本県警察本部訓令甲第1号)は、廃止する。

附 則(平成12年12月11日本部訓令甲第23号)

この訓令は、平成12年12月11日から施行する。

附 則(平成13年1月24日本部訓令甲第1号)

この訓令は、平成13年2月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日本部訓令第6号)

この訓令は、平成14年3月29日から施行する。ただし、別表13の項中第31条の12第1項から第31条の21第1項に関する部分及び15の2の項は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年5月24日本部訓令第9号)

この訓令は、平成14年6月1日から施行する。

附 則(平成14年5月24日本部訓令第10号)

この訓令は、平成14年6月1日から施行する。

附 則(平成14年8月22日本部訓令第12号)

この訓令は、平成14年8月30日から施行する。

附 則(平成14年9月20日本部訓令第14号)

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成15年3月19日本部訓令第6号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年8月28日本部訓令第11号)

この訓令は、平成15年9月1日から施行する。

附 則(平成16年6月11日本部訓令第12号)

この訓令は、平成16年7月1日から施行する。

附 則(平成16年6月30日本部訓令第14号)

この訓令は、平成16年7月1日から施行する。

附 則(平成17年7月4日本部訓令第12号)

この訓令は、平成17年7月4日から施行する。

附 則(平成18年2月1日本部訓令第1号)

この訓令は、平成18年2月1日から施行する。

附 則(平成18年3月23日本部訓令第8号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日本部訓令第10号)

この訓令は、平成18年3月31日から施行する。

附 則(平成18年4月28日本部訓令第13号)

この訓令は、平成18年5月1日から施行する。

附 則(平成18年5月19日本部訓令第15号)

この訓令は、平成18年6月1日から施行する。

附 則(平成18年12月7日本部訓令第25号)

この訓令は、平成18年12月20日から施行する。

附 則(平成18年12月18日本部訓令第27号)

この訓令は、平成18年12月18日から施行する。

附 則(平成19年3月1日本部訓令第2号)

この訓令は、平成19年3月1日から施行する。

附 則(平成19年5月30日本部訓令第11号)

この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

附 則(平成19年6月1日本部訓令第13号)

この訓令は、平成19年6月2日から施行する。

附 則(平成19年7月2日本部訓令第15号)

この訓令は、平成19年7月2日から施行する。

附 則(平成19年9月21日本部訓令第19号)

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日本部訓令第6号)

この訓令は、平成20年4月10日から施行する。

附 則(平成20年6月26日本部訓令第11号)

この訓令は、平成20年6月26日から施行する。

附 則(平成20年6月26日本部訓令第12号)

この訓令は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成20年6月26日本部訓令第13号)

この訓令は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成20年7月18日本部訓令第14号)

この訓令は、平成20年7月18日から施行する。

附 則(平成20年11月6日本部訓令第19号)

この訓令は、平成20年11月6日から施行する。

附 則(平成20年11月13日本部訓令第20号)

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成20年12月1日本部訓令第21号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成20年12月1日から施行する。

(熊本県公安委員会の権限に属する事務の専決に関する訓令の一部改正に伴う経過措置)

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第95条の規定によりなお従前の例によることとされる特例民法法人の業務の監督(設立の取消し及び解散の命令に係るものを除き、定款の変更の認可、解散した特例民法法人の財産の処分の許可、解散及び清算人に係る届出並びに清算終了の届出に係るものを含む。次項において同じ。)に係る役員就任の承認の申請の受理、役員就任の承認に係る資料の徴収等については、この訓令による改正後の熊本県公安委員会の権限に属する事務の専決に関する訓令別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 [略]

附 則(平成21年7月23日本部訓令第8号)

この訓令は、平成21年8月1日から施行する。

附 則(平成22年3月4日本部訓令第3号)

この訓令は、平成22年3月4日から施行する。

附 則(平成22年3月30日本部訓令第9号)

この訓令は、平成22年4月19日から施行する。

附 則(平成22年8月6日本部訓令第15号)

この訓令は、平成22年8月6日から施行する。

附 則(平成 23 年 2 月 7 日本部訓令第 2 号)

この訓令は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 3 日本部訓令第 3 号)

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 15 日本部訓令第 4 号)

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表に 5 6 の 2 の項を加える改正規定（第 2 4 条第 1 項の項を加える部分に限る。）は公布の日から、別表に 5 6 の 2 の項を加える改正規定（第 2 4 条第 2 項の項、第 2 4 条第 6 項及び第 7 項の項並びに第 3 2 条第 2 項の項を加える部分に限る。）、別表に 5 6 の 3 の項を加える改正規定（第 7 条の項を加える部分に限る。）及び別表に 5 6 の 4 の項を加える改正規定は平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 9 月 9 日本部訓令甲第 13 号)

この訓令は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 11 月 10 日本部訓令第 14 号)

この訓令は、平成 23 年 11 月 10 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日本部訓令第 3 号)

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 4 月 27 日本部訓令第 6 号)

この訓令は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 10 月 26 日本部訓令第 9 号)

この訓令は、平成 24 年 10 月 30 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 25 年 1 月 30 日から施行する。

附 則(平成 25 年 9 月 30 日本部訓令第 9 号)

この訓令は、平成 25 年 9 月 30 日から施行する。

附 則(平成 25 年 10 月 10 日本部訓令第 10 号)

この訓令は、平成 25 年 10 月 10 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 6 日本部訓令第 2 号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年8月7日本部訓令第10号)

この訓令は、平成26年8月11日から施行する。

附 則(平成27年5月29日本部訓令第7号)

この訓令は、平成27年6月1日から施行する。

附 則(平成28年3月24日本部訓令第3号)

この訓令は、平成28年3月24日から施行する。

附 則(平成28年3月24日本部訓令第5号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年5月26日本部訓令第8号)

この訓令は、平成28年5月26日から施行する。

附 則(平成28年11月18日本部訓令第15号)

この訓令は、平成28年11月18日から施行する。

附 則(平成29年2月21日本部訓令第1号)

この訓令は、平成29年3月12日から施行する。

附 則(平成29年3月21日本部訓令第2号)

この訓令は、平成29年3月21日から施行する。

附 則(平成29年6月13日本部訓令第11号)

この訓令は、平成29年6月14日から施行する。

附 則(平成30年2月2日本部訓令第1号)

この訓令は、平成30年2月2日から施行する。

附 則(平成30年2月15日本部訓令第2号)

この訓令は、平成30年3月1日から施行する。

附 則(平成30年3月8日本部訓令第4号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表の41の第18条第6項の項の次に1項を加える改正規定は、平成30年3月8日から施行する。

附 則(平成30年10月23日本部訓令第14号)

この訓令は、平成30年10月24日から施行する。

附 則(平成30年11月1日本部訓令第16号)

この訓令は、平成30年11月1日から施行する。

附 則(平成30年12月28日本部訓令第20号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(平成31年2月28日本部訓令第3号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年8月22日本部訓令第2号)

この訓令は、令和元年9月1日から施行する。

附 則(令和元年11月7日本部訓令第3号)

この訓令は、令和元年11月7日から施行する。

附 則(令和2年3月12日本部訓令第6号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年7月30日本部訓令第12号)

この訓令は、令和2年7月30日から施行する。

附 則(令和2年12月25日本部訓令第20号)

この訓令は、令和2年12月25日から施行する。

附 則(令和3年12月10日本部訓令第12号)

この訓令は、令和4年1月4日から施行する。

附 則(令和4年2月24日本部訓令第2号)

この訓令は、令和4年3月15日から施行する。

附 則(令和4年3月24日本部訓令第6号)

この訓令は、令和4年3月24日から施行する。

附 則(令和4年4月21日本部訓令第7号)

この訓令は、令和4年5月13日から施行する。

附 則(令和4年8月25日本部訓令第10号)

この訓令は、令和4年9月1日から施行する。

附 則(令和4年9月26日本部訓令第11号)

この訓令は、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則(令和5年3月3日本部訓令第4号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日本部訓令第13号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年6月30日本部訓令第14号)

この訓令は、令和5年7月1日から施行する。

附 則(令和5年8月24日本部訓令第16号)

この訓令は、令和5年9月1日から施行する。

※ 別表（略）